



8月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01

10月から施行 三原市水源保全条例を制定しました

この条例は、公共用水域や地下水に係る水質の汚濁を防止し水質を保全することで、市民の生命や健康を守り、良好な水源を将来の世代に引き継ぐことなどを目的とするものです。



市HP

閩 生活環境課
(TEL 0848-67-6194)

● 条例の主な内容 ●

●対象施設

- ・水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物最終処分場
- ・市長が水質の汚濁のおそれがある施設として指定する施設

●事業者が行う手続きなど

- ・条例で定める排水目標を遵守する
- ・関係法令による施設設置の許可申請書などの提出前に市に事業計画書を届け出る
- ・事業計画書の届け出後、市の求めに応じて事業計画説明会を開催し、住民との生活環境保全協定の締結に努める

●市が行う指導・検査など

- ・必要に応じて、事業者に住民への事業計画説明会の開催などを求める
- ・事業者が条例の規定を遵守しない場合など、市は指導・勧告などを行い、改善されないときは、その内容を公表することができる
- ・必要に応じて、周辺の公共用水域などで、水質検査を実施する
- ・条例の施行に必要な限度で、立ち入り検査などを行うことができる

02

国民健康保険に加入している 皆さんへ

閩 保険医療課
(TEL 0848-67-6050
FAX 0848-64-2130)

●12月2日(月)で紙の保険証を廃止します

今回が最後の定期更新です。表1に該当する人を除き、保険証は有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使用できます。

12月2日以降、保険証を紛失した場合や氏名や住所の変更などがあった場合、紙の保険証は再発行できません。マイナ保険証(※1)を持っていない人には「資格確認書」を持っていない人には「資格情報のお知らせ」を交付します。

12月2日以降に70歳になる人には、負担割合が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。(※1)保険証として利用できるよう事前登録したマイナンバーカード

表1 保険証の有効期限

対象	有効期限	有効期限前に
70歳になる人	誕生月の末日 (1日が誕生日の人は前月の末日)	新しく保険証兼高齢受給者証が届きます。
75歳になる人	誕生日の前日	後期高齢者医療被保険者証が届きます。

●資格に異動があったときは手続きを

他の健康保険に加入したとき・氏名や住所が変わったとき

【手続きに必要なもの】国保の保険証、他の保険に入った場合は新しい保険証

国保に加入するとき

【手続きに必要なもの】資格喪失証明書、マイナンバーが確認できる書類、官公署の発行した顔写真付き証明書

所 市民課(市役所本庁1階)、各支所

●後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

今回が最後の定期更新です。12月2日以降75歳になる人には、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を誕生月の前月に送付します。

市では、職場などで健康診査(健診)を受ける機会のない人を対象に、基本健診やがん検診を実施しています。
がんの早期発見には毎年の受診が大切です。受診時は、マスクを着用してください。

健診の受け方(ご希望の方法で受診してください)

① 集団健診(バスで受ける健診)

とき	ところ
10月1日(火)～4日(金) ※4日は胃がん検診実施なし。	8時30分～10時30分 本郷生涯学習センター
10月8日(火)～11日(金) ※11日は胃がん検診実施なし。	9時～11時 リージョンプラザ
10月15日(火) ※乳がん、子宮頸がん検診実施なし。	9時～10時30分 鷺浦コミュニティセンター
10月16日(水)	8時30分～10時30分 幸崎コミュニティセンター
10月17日(木)	9時～10時30分 人権文化センター(長谷一丁目)
10月18日(金) ※胃がん検診実施なし。	8時30分～10時30分 糸崎コミュニティセンター

申 8月31日(土)までに次の方法で申し込み
※令和6年度から予約受付業務を(株)両備システムズに委託し、申込書、窓口での受付を廃止しました。

① ウェブ予約



↑予約ページ

② 専用コールセンター

(TEL 0120-489-256)

【受付時間】9時～17時
(土・日曜日、祝日を除く)

聴覚障害のある人のみファクスで受付します。氏名、生年月日、性別、住所、ファクス番号、保険証種別、第三希望までの希望日程(日にち・受付時間・会場)、健診項目を記載のうえ、保健福祉課(TEL 0848-64-2130)へ

② 医療機関での個別健診

問 令和7年3月31日(月)まで
【実施医療機関】市内外39カ所
※詳しくは市HPなどで確認してください。
申 受診希望日の7日前までに各実施医療機関へ



↑市HP

③ 休日健診

問 12月1日(日)
【受付時間】8時30分～9時
所 三原市医師会病院(宮浦一丁目)
※胃カメラ(胃がん検診)、低線量CT(肺がん検診)、子宮頸がん検診は実施しません。

定 30人
申 三原市医師会病院
(TEL 0848-67-7030)

①②③ 健診項目・料金など

健診項目	対象 (年齢は受診月の月末時点)	回数	料金	
			① 集団健診 (バスで受ける健診)	② 医療機関での個別健診 ③ 休日健診
基本健診 (血液検査・内科診察など)	20歳～令和7年3月末時点で39歳の人 20歳以上の生活保護世帯の人 後期高齢者医療被保険者の人	年度に1回	700円 無料(事前の手続きが必要) 無料	
特定健診 (血液検査・内科診察など)	令和7年3月末時点で40歳～74歳の人	年度に1回	市国保加入者＝無料 (国保以外に加入している人は、各保険者からのお知らせを確認してください)	
B型・C型肝炎ウイルス検診	40歳以上でこれまで受けたことのない人	生涯に1回	700円	1,100円または1,700円
胃がん検診	40歳以上の人 ※75歳以上の人の胃がん検診については、医療機関での検診を推奨しています。	年度に1回	バリウム 胃カメラ 1,000円	1,700円
大腸がん検診			実施なし	②3,000円③実施なし
肺がん検診			レントゲン 低線量CT 500円	
前立腺がん検診			200円	
乳がん検診(マンモグラフィ)	50歳以上の男性	年度に1回	800円	
子宮頸がん検診 (視診・内診・細胞診)	40歳以上の女性	年度に1回	400円	
	20歳以上の女性	年度に1回	①②400円(②経膈エコー検査などは、別途料金がかかります)③実施なし	

※受診月の月末時点で70歳以上の人は、胃カメラ・肺低線量CTを除く各種がん検診と肝炎ウイルス検診が無料です。

※市民税非課税世帯の人と生活保護世帯の人は胃カメラ・肺低線量CTを除くがん検診が無料です。事前に住所・名前が分かる物を用意し、保健福祉課または本郷・久井・大和保健福祉センターで健康診査受診券(無料券)の交付を受けてください。

9月1日(日)9時～12時 市民防災訓練を実施します 二中では防災訓練・体験会を開催

問 危機管理課
(TEL 0848-67-6165)

市民一人ひとりが避難行動を確認することを目的として、避難訓練を実施します。ハザードマップで災害が起こりそうな場所や避難場所などを前もって確認しておきましょう。



←防災訓練



←ハザードマップ

●地震発生時安全確保訓練

- ・9時 緊急地震速報の訓練放送
地震を想定し、緊急地震速報を訓練放送します。
その場で、頭を守るなどの安全行動をとりましょう。

●避難訓練

- ・9時20分 避難所開設情報の訓練放送
非常用持出品などを準備し、地域住民同士で声を掛け合って避難しましょう。

◆避難場所

- ①市が開設する避難所
第二中学校
- ②地域の自主防災組織が開設する避難所（一部地域）
各自主防災組織の案内に従い、避難訓練に参加してください。

◆避難情報の入手手段

- ・音声放送
FM告知端末ラジオ、屋外スピーカー、FMみはら
※FM告知端末ラジオ、屋外スピーカーから最大音量で放送します。
- ・情報配信
市メール配信システム、市公式LINE、Facebook、X(旧Twitter)

◆市民避難行動促進「三原スタイル」

- 構築連携協議会の企業・団体も参加
避難・ライフライン情報の店内放送や提示などを実施します。

●防災訓練・体験会

- 第二中学校体育館とその周辺では、10時から防災イベントを開催します。
※スリッパと靴袋を持参してください。

◆防災訓練・体験会内容

- ・地震避難説明会
- ・応急給水訓練
- ・マンホールトイレ設置訓練
- ・役立つ防災グッズの紹介 など

◆駐車場 第二中学校グラウンド

(昨年度の様子)



↑避難所受付



↑防災グッズの展示

大雨など、天候状況により訓練中止の場合があります。(小雨決行)
訓練を中止する場合、ホームページやメール、SNSなどでお知らせします。

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

広島法務局や広島県人権擁護委員連合会では、いじめや児童虐待、インターネットによるプライバシー侵害などの被害にあっている子どもたちが発するSOSをいち早くキャッチし、問題の解決を支援するため、専用相談電話「こどもの人権110番」とLINEによる人権相談を開設しています。

この相談活動を強化するため、21日(水)～27日(火)を、『全国一斉「こどもの人権相談」強化週間～あなたの笑顔 守りたい～』として、時間を延長して相談を受け付けます。

時 8時30分～19時(土・日曜日は10時～17時)

※通常は、土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分。

【相談先】こどもの人権110番(TEL 0120-007-110)



問 広島法務局尾道支局
(TEL 0848-23-2883)



←法務省HP
こどもの人権
110番

06

申請不要! 9月から第2子以降の保育料が無料になります

9月から、0～2歳児クラスのうち第2子以降の子の保育料が無料になります。次の全てを満たす子が対象です。

【無償化対象園児】

- 市に住民票がある0～2歳児クラスの子
- 生計を同一とするきょうだいがいる第2子以降の子
- 市から認定を受け、保育施設に通っている子

※生計を同一とするきょうだいが別世帯にいる場合は申請が必要です。
※保育施設に通っていない0～2歳児クラスの第2子以降の子が一時預かり保育などを利用する場合、申請により利用料の払い戻しを受けられることがあります。詳しくは市HPで確認してください。



☎ こども保育課
(TEL 0848-67-6042)



↑市HP

07

ひとり親家庭の養育者に 児童扶養手当を支給します

☑ 次の①～⑤のいずれかに該当する平成18年4月2日以降に生まれた子(障害のある場合は19歳までの子)を養育しているひとり親、または養育している人

- ① 父母が離婚している
- ② 父または母が死亡している、父または母に重度の障害がある
- ③ 父または母が未婚である
- ④ 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から「保護命令」が出されている
- ⑤ 上記の①～③に準ずる状態にある

【支給月額】

第1子=10,740円～45,500円、第2子=5,380円～10,750円を加算、第3子以降=1人につき3,230円～6,450円を加算

※支給には所得制限があります。

現況届が必要です

現況届の提出がない場合、令和6年度分の手当を受け取ることができません。手続きをしないまま2年を経過すると受給資格を失います。

※該当者には別途、通知します。

【提出先】30日(金)までに子育て支援課(市役所本庁2階)、各支所



☎ 子育て支援課
(TEL 0848-67-6045)



↑市HP

08

障害のある子の養育者に手当を支給します

●特別児童扶養手当

☑ 施設に入所していない、中度・重度の障害のある19歳までの子を養育している人

【支給月額】

手当等級1級=55,350円、手当等級2級=36,860円

※支給には所得制限があります。

●重症心身障害児福祉年金

☑ 市内に3カ月以上住み、重度の障害のある19歳までの子(施設に入所している子どもを含む)を養育している人

【支給月額】2,250円

現況届が必要です

現況届の提出がない場合、令和6年度分の手当を受け取ることができません。手続きをしないまま2年を経過すると受給資格を失います。

※該当者には別途、通知します。

【提出先】30日(金)までに障害者福祉課(市役所本庁1階)、各支所

☎ 障害者福祉課
(TEL 0848-67-6060 FAX 0848-64-2130)